

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特定地球温暖化対策事業所指定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 4 年 3 月 31 日付特定地球温暖化対策事業所指定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）5 条の 8 第 3 項の規定に基づく特定地球温暖化対策事業所指定処分（以下「本件処分」という。本件処分の内容は別紙のとおり）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

第三計画期間の基準排出量再設定について特例措置を検討し、第二計画期間同様の基準排出量 31, 336 t-CO<sub>2</sub>の維持をした指定を求める。

第二計画期間（2015 年～2019 年）に中小企業が 2 分の 1 以上保有する事業所となるが、期中に当事業所所有者変更があることが決定しており、その後、削減義務の達成が困難となることが明確であったため、2016 年頃より指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出回避の相談を行ってきた。

その際、処分庁より廃止届の提出は必須であり、削減義務期間の終了を① 2014 年度（該当の前年度）、② 2015 年度（該当年度）、③ 2019 年度（該当計画期間終了年度）から選択する

よう回答があり、③を選択することにより第三計画期間も基準排出量を引き続けると示唆いただいていた。

しかしながら、今般処分庁より、③を選択しても廃止後、再度指定事業所となるため新たに基準排出量の算定が行われるとのことであった。これまで種々の省エネ施策を実施し、排出量を削減している状態において、新たな基準排出量の算定が行われることから、第三計画期間以降の削減義務達成が困難となる。

請求人としては廃止届を提出することを希望していなかったにも関わらず、処分庁からその提出を強いられたものであるが、継続して削減義務を負っていた場合に比べ、再指定を受けた場合における2022年度以降の排出可能量に大きな差異が生じており、極めて不合理である。

条例に従い省エネを進めてきた当方が一方的に不利益を被る結果となっているため、本件処分は不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年10月13日	諮問
令和 5年11月17日	審議（第83回第2部会）
令和 5年12月22日	審議（第84回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 地球温暖化対策指針

ア 条例5条の4第1項は、知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者が、地球温暖化の対策を推進するための指針を定めるものとする規定する。

イ 条例 6 条は、指定地球温暖化対策事業者（以下「指定事業者」という。）は、毎年度、指定事業所ごとに、同条各号に掲げる事項を記載した地球温暖化対策計画書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、6 号の量（特定温室効果ガス年度排出量）については、5 条の 1 1 第 4 項の規定による検証の結果を添えて、知事に提出しなければならない旨規定する。

(2) 指定事業所及び特定事業所

ア 指定事業所

指定事業所とは、地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で定める要件に該当した事業所をいう（条例 5 条の 7 第 8 号ア）。

その要件として、規則 4 条 1 項は、事業所におけるエネルギー使用量が 1, 5 0 0 k L 以上であることを挙げるが、同項各号に掲げる者（中小企業者等）が所有する部分におけるエネルギー使用量の合計が当該事業所全体におけるエネルギー使用量の 2 分の 1 以上である場合にあっては、この限りでないとする。

条例 5 条の 8 第 1 項は、知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が条例 5 条の 7 第 8 号の規則で定める要件に該当する事業所を指定事業所として指定する旨を規定する。

イ 特定事業所

特定事業所とは、指定事業所のうち、特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として知事が指定する、規則で定める年度（規則 4 条の 2 第 1 項により平成 1 9 年度）以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間（同条 2 項により 3 箇年度）連続して前号アの要件（事業所におけるエネルギー使用量が 1, 5 0 0 k L 以上）に該当した事業所をいう（条例 5 条の 7 第 9 号ア）。

条例 5 条の 8 第 3 項は、知事は、条例 5 条の 7 第 9 号の特定事業所の要件に該当する事業所を、特定事業所として指定する旨を定める。

ウ 指定の通知

条例 5 条の 8 第 4 項は、知事は、指定事業所又は特定事業所の指定を行ったときは、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者へ通知する旨を規定する。

(3) 総量削減義務

ア 基準排出量の決定

基準排出量とは、一の特定事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう（条例 5 条の 7 第 1 3 号）。

条例 5 条の 1 3 第 3 項は、特定事業者は、算定した基準排出量等を記載した申請書を、5 条の 1 1 第 4 項の規定による検証の結果を添えて、知事に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない旨を規定する。

条例 5 条の 1 3 第 1 項は、知事は、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量を基準排出量として定めるものとする旨を規定する。そのうち、最初の削減計画期間の開始の日以後に特定事業所に該当した事業所については、

- (ア) 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量
  - (イ) 事業所の用途、規模等について当該特定事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量
- のいずれかから特定事業者が選択する量としている（同項 2 号）。

規則 4 条の 1 7 第 2 項は、上記 (ア) の規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量について、削減義務期間の開始の年度の 4 箇年度前の年度から前年度までの間で特定事業者が選択する連続する 3 箇年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量とする旨を規定する。

また、同条 3 項は、上記 (イ) の規則で定める方法により算定する量について、特定事業所の用途別に当該用途における特定温室効果ガス年度排出量に相当程度影響を与える事業活動の規模を表すものとして知事が別に定める床面積その他の指標の当該特定事業所における値に、事業所の用途、規模等に

ついて当該特定事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な排出活動指標の値一単位当たりの特定温室効果ガス年度排出量として知事が別に定める値（排出標準原単位）を乗じて得た量とする旨規定する。

条例５条の１３第５項は、知事は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならないと規定する。

#### イ 削減義務率の決定

削減義務率とは、一の特定事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう（条例５条の７第１４号）。

条例５条の１２は、削減義務率は、各削減計画期間ごとに、専門的知識を有する者の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに規則で定めるものとする。

これを受けて規則４条の１６は、平成２２年度（第一計画期間）、平成２７年度（第二計画期間）及び令和２年度（第三計画期間）から始まる各削減計画期間（５年間）における削減義務率を、事業所の種類に応じて、それぞれ８％・６％（第一計画期間）、１７％・１５％（第二計画期間）、２７％・２５％（第三計画期間）などと定める。

#### ウ 削減義務量の決定

削減義務量とは、削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう（条例５条の７第１５号）。

条例５条の１１第１項は、特定事業者は、各削減義務期間ごとに、当該特定事業所における算定排出削減量（排出削減量に、同項１号の量及び２号の量を加え、３号の量を減じて得た量をいう。排出量取引について定めるもの）を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない旨を規定する。

### (4) 指定の取消し

#### ア 届出

条例５条の１０第１項は、指定事業所の所有事業者等は、次に掲げるときは、その旨を知事に届け出なければならないと

し、同項 2 号において、指定事業所が当該事業所における事業活動の規模が著しく縮小されたものとして規則で定める要件に該当したときを挙げる。

その要件として、規則 4 条の 8 第 3 項は、事業所のうち 4 条 1 項各号に掲げる者（中小企業者等）が所有する部分における前年度のエネルギー使用量の合計が、当該事業所全体における前年度のエネルギー使用量の 2 分の 1 以上であること（規模縮小要件）を挙げる（2 号）。

#### イ 削減義務の変更等

条例 5 条の 1 8 第 1 項は、知事は、特定事業所について、5 条の 1 0 第 1 項各号に該当したと認めるときは、当該特定事業所の削減義務期間の終了年度を、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更し、削減義務量を当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更するものとする規定し、5 条の 1 0 第 1 項 2 号に該当するときは、次に掲げる年度のいずれかから特定事業者が選択する年度と定める（2 号）。

(ア) 規模縮小年度の前年度

(イ) 規模縮小年度

(ウ) 規模縮小年度の属する削減計画期間の終了年度

#### ウ 指定の取消し

条例 5 条の 1 0 第 3 項は、知事は、特定事業所が同条 1 項各号（2 号について上記ア参照）に該当すると認め、かつ、5 条の 1 8 の規定による削減義務期間変更後の 5 条の 1 1 第 1 項の削減義務の履行を確認した場合には、当該特定事業所に係る指定事業所の指定及び特定事業所の指定を取り消すものと規定する（同項 2 号）。

#### (5) 手続条例の定め

東京都行政手続条例（平成 6 年東京都条例第 1 4 2 号。以下「手続条例」という。）1 3 条 1 項は、行政庁は、許認可等を取り消す場合等以外の不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、弁明の機会の付与のための手続を執らなければならない旨規定する。

## 2 本件についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本件廃止等届出があり、規模縮小要件に該当すること、条例が定める削減義務の履行を確認したことから、令和4年2月1日、本件事業所について、指定事業所及び特定事業所の各指定を取り消し、請求人及び請求外3社にその旨を通知したことが認められる。

そして、処分庁は、本件事業所が条例及び規則が定める指定事業所の要件（令和2年度のエネルギー使用量が1,500kL以上）に該当したことから、令和4年2月15日、本件事業所を指定事業所として指定したことが認められる。

さらに、処分庁は、本件事業所が条例及び規則が定める特定事業所の要件（平成31年度から3箇年度連続してエネルギー使用量が1,500kL以上）に該当することが見込まれることから、請求人らに対して弁明の機会を付与し、請求人から提出された弁明書の弁明の内容は認められないとして、令和4年3月31日、本件事業所を特定事業所として指定したことが認められる（本件処分）。

- (2) 本件事業所の平成31年度及び令和2年度のエネルギー使用量がいずれも1,500kL以上であり、令和3年度のエネルギー使用量が1,500kL以上と見込まれることからすれば、処分庁が、令和3年度の温室効果ガスの排出の状況が条例5条の7第8号の規則で定める要件に該当しなかったときは効力を失うことを条件に、本件処分を行ったことは、上記2の法令等の定めに基づく適正なものといえることができる。

また、処分庁は、請求人らに対し、手続条例13条1項2号に規定する弁明の機会の付与を行い、請求人による弁明の内容も特定事業所の指定要件に該当するか否かを左右するものではないことが認められる。

- (3) 以上によれば、処分庁が条例5条の8第3項の規定に基づいて行った本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものといえ、違法・不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、指定事業所が廃止となり、特定事業所に再指定されると削減義務の達成が困難となることから、処分庁と相談を行い、処分庁から第三計画期間も基準排出量を引き継げ

る旨の話があったとの経緯を踏まえ、基準排出量再設定について特例措置を検討し、第二計画期間同様の基準排出量の維持をした指定を求める旨主張する。

しかし、第三計画期間の基準排出量の決定は、条例5条の13第3項の規定に基づく特定事業者の申請に対して、同条の規定に基づき行われるものであり（上記1・(3)）、特定事業所指定処分（本件処分）の取消理由になるものではない。

なお、条例及び規則に前計画期間の基準排出量を維持するような定めは存在しない。

また、請求人は本件廃止等届出を処分庁から強いられた旨も主張するが、規模縮小要件に該当した場合は、条例5条の10第1項の規定により、指定事業者はその旨を届け出なければならないものである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）